

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成30年5月24日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市熱田区五本松町11番22号

氏 名 株式会社中部プラントサービス

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役社長 伴 鋼 造

電話番号 052-679-1200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社中部プラントサービス 知多事業所
事業場の所在地	愛知県知多市北浜町23
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	08:建設業 設備工事業
② 事業の規模	元請完成工事高: 1,760百万円
③ 従業員数	40名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><原油タンク撤去前のタンク・配管内洗浄作業></p> <p>循環洗浄等で除去した水を含む原油(引火性廃油) 中間処理業者に処理を委託して焼却後、管理型埋立処理 または、処理業者に処理を委託して焼却後、リサイクル</p> <p>原油として処理できなかった沈殿物(引火性廃油) 中間処理業者に処理を委託して焼却後、管理型埋立処理</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<本店> 安全・品質保証部			
<知多事業所>			
産業廃棄物統括責任者 所長			
管理産業廃棄物処理責任者 業務課長			
特別管理産業廃棄物処理責任者 業務課 マネージャー			
産業廃棄物管理責任者および業務担当者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	1,058 t	t
	(これまでに実施した取組) 原油を抜き取った後、タンク・配管内の洗浄で使用する水を循環利用して排出量を抑制した。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ドラム缶にて分別・保管した。		
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	1,058 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	956 t	t
	再生利用業者への処理委託量	102 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 通常の工事で発生しない燃えやすい廃油が大量に発生し、それが危険物に該当して保管が難しいため、1日単位で多量に排出する必要があった。処理業者等との打ち合わせや設備の現地確認のうえ、処理能力が高い優良処理業者に処理を委託した。 優良処理業者で処理できない量を、再生利用業者に処理を委託した。		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまで今回の工事以外で1 t以上特別管理産業廃棄物を排出した実績がなく、平成30年度も排出する工事の予定はない。</p> <p>発生した場合、分別を確実にいき、適切な処理業者に処理を委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。